

別表2 空き家の除却等

事業種別	空き家の除却等
(1) 補助対象事業	<p>空き家の所有者である補助対象者が、自ら居住するために必要となる購入等した敷地に存する空き家等の解体、残置物処分及び庭木の剪定等を行う事業</p>
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象者が自ら居住するため購入した敷地又は相続した敷地に存する空き家であること。</li> <li>・ 原則として、交付申請後に対象工事等が完了するものであり、かつ、交付申請年度内に完了するものであること。</li> <li>・ 空き家の解体後、1年以内に同一敷地内に補助対象者が自ら居住するための戸建住宅を建築し定住すること。</li> </ul>
(2) 補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移住者</li> <li>・ 子育て世帯</li> <li>・ 新婚世帯</li> <li>・ 被災者</li> <li>・ 避難者</li> </ul>
(3) 補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家及び空き家が存する敷地内にある付属建築物の解体に要する経費</li> <li>・ 空き家の残置物処分に要する費用</li> <li>・ 空き家が存する敷地内の庭木の剪定、除草等に要する費用</li> </ul>
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家の解体に要する費用のうち、調査、設計及び工事監理費</li> <li>・ 空き家取得後に新たに持ち込まれた物品の処分</li> <li>・ 家電リサイクル対象品（エアコン、テレビ、冷蔵庫等）の処分</li> <li>・ 町が無料で収集を行うごみ（粗大ごみを含む。）及び資源物の処分</li> <li>・ 移動可能な家具、家電その他備品類等のクリーニング及び解体後に行う残置物処分</li> <li>・ 住宅の用に供する部分以外に係る解体及び残置物処分（併用住宅の場合）</li> <li>・ 空き家解体後の新築に係る費用（造成含む。）</li> </ul>
(4) 補助金の額	<p>解体、残置物処分、庭木の剪定等 補助対象経費の2分の1以内かつ最大 800 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福島県内からの移住者に対する補助金の額の上限は、上記で求めた額の2分の1の額とする。</li> </ul>